

「建設プロジェクトに係わる保険制度の現状と課題」

東京海上日動火災保険(株)○島 誠一※1

前田建設工業(株) 岩田 誠※2

名古屋工業大学 山本幸司※3

By Koshi YAMAMOTO, Makoto IWATA, Seichi SHIMA

建設工事保険のあり方研究小委員会では、現在の厳しい環境における建設工事での適正な工事保険のあり方について研究するため、土木工事保険の現状と課題について調査研究を進めてきた。具体的には、工事におけるリスク、保険の対象、損害補てん額、付保の現状等を調査し、保険会社側の課題としてまとめた。また、今後増えるであろう土木工事におけるCM方式発注に対する保険制度の可能性について、日本CM協会が制度化したCM賠償責任保険を概説し、土木工事への適用に関する課題をまとめた。

【キーワード】 工事保険、CM、リスク

1. はじめに

昨今、低入札工事の多発など、建設業界を取り巻く環境は非常に厳しい。このような状況においては、工事中の不測の事故が更なる利益の減少を招くことから、工事保険に対する関心が高まってきている。そこで、これまでの工事保険の内容の調査、保険会社の実態調査等を行い、現在の厳しい環境における建設工事での適正な工事保険のあり方について述べる。また、今後増えるであろう土木工事におけるCM方式発注に対する保険制度の可能性についても述べる。

2. 建設（土木）工事保険の現状と課題

(1) 土木工事におけるリスクと保険

一般に、工事におけるリスクへの対処方法に対する考え方は、事故の発生頻度と被害の大きさによって図-1のように分類される。また、それぞれの対処方法におけるリスク処理手段を示すと、図-2のようになる。対処方法によって「リスクコントロール」する場合と、「リスクファイナンス」する場合に分類される。

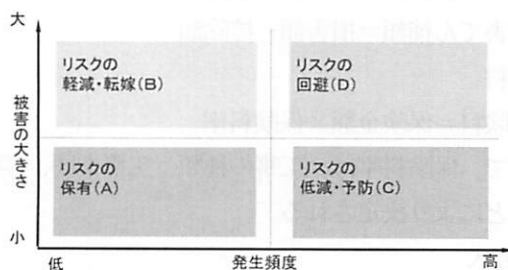


図-1 リスクへの対処方法

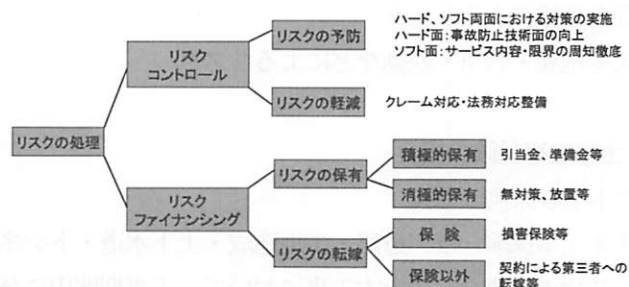


図-2 リスク処理手段の選択

ここで、個々の事業ごとにリスクの様相は異なるため、実際は個別プロジェクトごとの契約・施工・運営内容などの詳細な情報に基づいて内在するリスクを分析し、リスク管理を行うことが必要となる。そこで、土木工事を想定したプロジェクトの進捗に従い、一般的に考えられる主なリスクと対象者及びリスクを転嫁する場合に該当する保険について記載すると、図-3～図-5のようになる。

リスク	プロジェクト事前調査不足、設計ミス、資金調達不能等
対象	設計業者、施工業者
保険	建設コンサルタント賠償責任保険、入札保証保険、履行保証保険

図-3 計画・入札・落札段階におけるリスク

リスク	工事物件損傷、賠償責任、(工事完成遅延)、労働災害等
対象	施工業者
保険	土木工事保険、運送保険、請負業者賠償責任保険、受託物賠償責任保険、労災総合保険、傷害保険、自動車保険

図-4 施工段階におけるリスク

※1 企業商品業務部 東海北陸G Gリーダー 052-957-8886

※2 中部支店 土木営業G チーム長 052-262-1267

※3 大学院 教授 社会工学専攻 052-735-5484

リスク	完成物件損壊、施設に係る第三者賠償責任、生産物賠償責任(PL)等
対象	発注者、設計業者、施工業者
保険	土木構造物保険、施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険(PL保険)

図－５ 完成後段階におけるリスク

一方、プロジェクトの進捗に係わらない共通のリスクを挙げると、以下の通りである。

- ・関係制度に係るリスク
法令・設置許可・税制・公的支援などの関係制度の変更によるリスク
- ・経済リスク
物価・金利・為替の変動に伴うリスク
- ・社会的なリスク
周辺住民の反対運動・環境問題などに伴うリスク
- ・異常事態によるリスク
天変地異・戦争・暴動などによるリスク

(2) 土木工事保険の概要

a) 土木工事保険の定義

土木工事保険とは、道路・土地造成・上下水道・トンネル・建物の基礎などの土木工事において、工事期間中に発生した火災・台風・盗難・作業ミスなどの、不測かつ突発的な事故によって、工事の目的物や工事中用仮設材などの保険の対象に生じた損害で、免責条項に該当しない損害に対して保険金が支払われる保険である。

b) 土木工事保険の対象となる工事

対象となる工事は、一般道路、上下水道、橋梁、高架道路、排水処理場、堤防、鉄道、空港、護岸、地下鉄、土地造成、港湾施設、モノレール、埋立て、地下街、トンネルなどである。

ただし、次に掲げる土木工事は本保険の対象とならない。

- ・解体、撤去、分解または片づけ工事
- ・ビル、住宅などの建築工事を主体とする工事（建築工事保険の対象）
- ・機械、装置、鋼構造物などを据付ける組立工事を主体とする工事（組立保険の対象）
- ・船舶にかかわる工事、海上浮揚物件（浮桟橋、ポンツーン、ブイなど）にかかわる工事 など

c) 土木工事保険の支払いの対象となる主な損害

支払いの対象となる主な損害は以下の通りである。

- ・自然の作用によるもの
 - 台風、暴風雨、集中豪雨、高潮、洪水などによって生じた損害
 - 地すべりまたは土砂崩れによる損害
- ・工事作業に伴うもの
 - 掘削法面の崩壊、埋没、流出による損害
 - 工事中機械の操作ミスによって生じた損害
- ・製作・施工に関連するもの
 - 施工、材質、製作の欠陥によって保険対象の他の部分に生じた損害（波及損害）
- ・その他
 - 火災、破裂、爆発、落雷による損害、航空機の墜落、車両の飛び込みによる損害、盗難による損害

d) 支払いの対象とならない主な損害

一方、支払いの対象とならない主な損害の例は以下の通りである。

- ・保険契約者、被保険者または工事現場責任者の、故意・重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ・保険契約者、被保険者または工事現場責任者が工事仕様書記載の仕様または施工方法に著しく違反したことによって生じた損害
- ・保険の対象の施工、材質または製作の欠陥の修理・取替・補強に要した費用またはその他の追加費用を支出することによる損害

ただし、これらの欠陥によって保険の対象の他の部分について生じた損害は、この限りでない。

- ・保険対象の設計の欠陥によって生じた損害
- ・湧水の止水または排水費用を支出することによる損害
- ・地盤の圧密沈下のため追加して行った埋立て・盛土、または整地工事の費用を支出することによる損害
- ・掘削工事にともなう余掘り、または肌落ちの損害

e) 支払われる金額

事故に対して支払われる金額は、以下の通りである。

- ・支払い保険金の額（損害てん補額）

損害てん補額＝損害額－控除額

- ・保険料

保険料＝保険金額×保険料率

ここで、保険料率は、工事の種類、工事期間、控除額の設定などにより決定される。

f) 契約方式

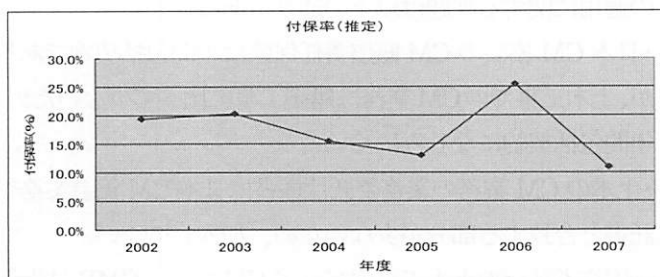
保険の契約方式は、「工事ごと」と「総括契約」に分類される。それぞれの特徴を表－１に示す。

表－1 契約方式による特徴

契約方式	工事ごと	総括契約
対象となる工事	1請負契約ごと	保険期間内(1年間)に着手する工事のうち、契約時にあらかじめ特定した種類の工事全て。
保険責任期間	工事期間 (保険期間と一致)	保険期間内に着工した工事の終了まで。
保険金額	請負金額	保険期間内に着工が予定される対象工事の請負金額の総額。この総額に基づき、暫定保険料を支払う。
通知	工事期間や請負金額の変更等がなければ不要	保険期間終了後にまとめて対象工事ごとの請負金額などを通知する。
精算	契約内容に変更がなければ不要	保険期間終了後に暫定保険料との差額を精算する。
保険料	—	工事1件ごとに手配するより割安となる。
その他	—	手配漏れがなくなる。

(3) 保険付保の現状

保険付保の現状は図－6であり、以下の特徴がある。



※ 土木工事保険付保率算出方法

(1) 株式会社「インシュランス」損害保険統計号より、建設工事(含建設・組立工事)の保険料のデータから、保険会社全社の土木工事保険引受保険金額を推定した。

(2) 上記(1)にて算出した全社推定土木工事保険引受保険金額に対する国土交通省「建設工事受注動態統計調査」の元請受注高の割合から付保率を推定した。

図－6 保険付保の現状

- ・公共工事の減少などにより、土木工事保険料は減少している。
- ・建設業界の経営状況は厳しく、特にリスクの高い工事についてのみ保険を付保する傾向が強まっている。
- ・上記より、損害率(＝支払保険料／保険料)は高まっており、特にトンネル・ダムを中心とした一部の工事で高くなっている。

(4) 保険会社側にとっての課題

- ・近年、土木工事保険料が減少傾向にある一方でリスクの高い工事のみ付保する傾向が強まっているため、1件の大きな事故が与える影響が大きくなっており、保険会社としては不安定な状態にある。
- ・上記理由により、保険会社としては、引受にあたって慎重な対応が必要となっている。

3. CM方式への保険制度の対応

(1) 土木工事でのCM方式におけるリスク対応の検討事項

品質確保、円滑な事業執行、発注者職員の技術力向上、透明性の確保などを目的に、発注者支援型ほかのCM方式が土木工事に試行導入され、その効果や課題が議論されてきている。前述の土木工事のリスクへの対処方法としての

保険制度についてもCM方式といった新しい事業執行形態での新たなリスクへの対応が必要となるため、土木工事の特性を考慮したCM方式についての保険制度検討に際して考慮すべき事項、既存の保険制度および課題を以下に示す。

(2) CMRの法的責任

CMR (CM 業務を実施する企業等の法人格) の法的責任について以下に述べる。

- ・CM 業務は建設業法上の監督を受けていない。したがって業務範囲については他の関連法に抵触しない範囲の業務を遂行する。ここで、施工者は建設業法のしほりを受ける。
- ・CM 業務は準委任契約であるので、以下の3つの民法上の責任がある。

① 善管注意義務

CMR として一般に要求される注意義務を果たせなかった場合には同責任を負う。

② 債務不履行責任

履行遅滞：例えば CMr (CMR に所属する実務担当者) のスケジュール管理ミスにより期日までに委託契約内容を履行できなかった場合

履行不能：例えば CMR が倒産し履行不能となった場合

不完全履行：例えば CMr の関係者への指示誤りにより、発注者要求事項を満たさない目的物となった場合

③ 不法行為責任

例えば CMr が (契約関係にない) 関係者に手戻りを発生させた場合

(3) CMRの業務範囲とリスクマネジメント

CM 業務は、発注者との委託契約内容による。日本 CM 協会では、建築工事主体の CM 業務に関する標準約款と委託書を作成している。ここで、建設業法上の規定が存在しないため、発注者との業務範囲の取り決めは、リスクマネジメント上、極めて重要な問題である。取り決められた業務範囲においては、クレームを発生させないような確実な業務遂行が必要である。そのため、損害賠償責任が発生した場合に備え、日本 CM 協会が CM 賠償責任保険を制度化した。

(4) CM賠償責任保険の概要

a) CM 賠償責任保険

この保険は、日本国内において行った「補償の対象となる業務」を遂行するにあたり、職務上相当な注意をしなかったことに起因して保険期間中に損害賠償請求がなされ、結果として CMR が法律上の損害賠償責任を負担した場合に被る損害について、てん補限度額の範囲内で保険金が支

払われるものである。

b)CM 賠償責任保険の特徴

保険の特徴を以下に示す。

- ・日本国内の「CM 業務」が対象
- ・既存の「建築家賠償責任保険」や「請負業者賠償責任保険」などでは補償の対象とならなかった「CM 業務」の遂行に起因する賠償責任をカバー
- ・日本 CM 協会の会員のみが加入可能

c)補償の対象となる業務

補償の対象となる業務は、「CM 業務委託契約書および CM 業務委託契約約款に基づいて行う、日本 CM 協会の定める標準業務およびオプション業務」で、具体的には日本 CM 協会が定める「CM 業務委託契約約款・業務委託書」に記載された業務に合致する業務である。

d)補償の対象となる損害賠償

補償の対象となる損害賠償について、以下に3つの例を挙げる

①補償の対象となる損害賠償 1

プロジェクトにおける関係者の作業のやり直し、不具合の改善による損害賠償

(ここで関係者とは、被保険者・委任者以外で、プロジェクトの遂行に寄与するあらゆる個人および法人をいう。)

ただし、以下の場合に限る。

- ・CMr が委託者からの具体的な指示と明らかに異なる内容で関係者に指示したことによって発生した場合
- ・CMr の書面による不適切な助言によって発生した場合

②補償の対象となる損害賠償 2

プロジェクトの完成遅延による、引渡しを受ける者の営業阻害損害賠償

ただし、以下の場合に限る。

- ・CMr が委託者からの具体的な指示と明らかに異なる内容

で関係者に指示したことによって発生した場合

- ・CMr の書面による不適切な助言によって発生した場合において、設計図または施工図の再作成および工事のやり直しが発生した場合

③補償の対象となる損害賠償 3

前述以外の損害賠償で、CM 業務の遂行に起因して発生した第三者の身体の障害、財物の損壊に対する損害賠償

ただし、関係者への賠償責任は除く。

(5)土木工事におけるCM賠償責任保険の課題

以上、CM 賠償責任保険の概要を述べたが、土木工事への適用に関する課題は以下の通りである。

- ・日本 CM 協会の CM 賠償責任保険は年間包括契約であるが、土木工事での CM 業務は建築工事に比べて少ないため、年間包括契約になじみにくい。
- ・土木の CM 業務の業務委託仕様書は日本 CM 協会業務委託書と合致する部分が少ないため、加入しにくい。
- ・国交省試行の土木工事のピュア CM では、CMR は指示権限が無いことを常に意識して業務を行っており、権限の逸脱を問われるような行為を行うことはない。従って、現状では CM 賠償責任保険のニーズは低い。今後、多様な CM 方式の普及が推進されれば、それに対応した CM 賠償責任保険の導入が課題である。

4. おわりに

昨年4月に小委員会を立ち上げ、土木工事に係る保険内容、現状分析、総合評価方式導入による保険への影響、CM 方式のリスクの検討、保険制度の課題検討など様々な観点で研究を行ってきたところである。昨今の建設業界の厳しい環境のもと、多大な影響を与える可能性のある事故に備えて、引き続き保険のあり方を検討していきたい。

最後に、本研究を進めるうえでご協力頂いた多くの方々に深甚なる謝意を表する次第である

The Present Conditions and Problems of Insurance System on Construction Projects

By Koshi YAMAMOTO, Makoto IWATA, Seiichi SHIMA

The Research Subcommittee on Insurance for Construction Problems is focus on the research on the present conditions and problems of the insurance for construction works. Concretely the risk during construction, the object of insurance, the amount of damage filling by insurance and the items covered by insurance have investigated and finally summarized as the issues to be wrestled by insurance companies.

The possibility of new insurance system for CM type contract, which may be introduced much more in the future, has also been examined through the CM Liability Insurance proposed by the Japan Association for Construction Management.